

豊岡市入札参加資格制限基準

(目的)

第1条 豊岡市が発注する工事又は製造の請負、業務委託及び物件の買入れ等（以下「建設工事等」という。）について、競争入札を適正かつ円滑に行うため、入札参加資格制限の基準を次のとおり定める。

(入札に参加させることができない者)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定により、入札に参加させることができない者は、次のとおりとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(期間を定めて入札に参加させない者)

第3条 令第167条の4第2項の規定により、入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間、その者を入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められる次に掲げる者 3年
 - ア 設計図書に基づかない悪質な材料を故意に使用した者
 - イ 工事現場に搬入した検査済材料を許可なく故意に変更し使用した者
 - ウ 工事用材料の調合を故意に粗悪にしたと認められる者
 - エ 発注したものの数量又は品質を不正に変更した者
 - オ 工事又は製造について著しく不正のあった者
 - カ その他これらに類する行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる次に掲げる者 1年6箇月以上3年以内
 - ア 偽計又は威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴された者
 - イ 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴された者
 - ウ 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴された者
 - エ その他これらに類する行為をした者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められる次に掲げる者 1年6箇月以上3年以内
 - ア 落札者が契約書を作成することを妨げた者

- イ 落札者が契約保証金を納付することを妨げた者
 - ウ 地域的な理由等で、威力をもって契約者の工事着手を妨げた者
 - エ 正当な理由なく、工事箇所への侵入道路その他敷地の使用等について工事の執行を妨げた者
 - オ その他これらに類する行為をした者
- (4) 契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められる次に掲げる者 1年6箇月以上3年以内
- ア 監督員又は検査員に対し、脅迫を加え職務の執行を妨げた者
 - イ 監督員又は検査員に対し、暴力を加え職務の執行を妨げた者
 - ウ その他これらに類する行為をした者
- (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかったと認められる次に掲げる者 6箇月以上2年以内
- ア 正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだ者
 - イ 契約書の各相当規定に基づき、契約を解除された者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者 1年6箇月以上3年以内
- (7) 前各号の規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者 前各号において認定した期間の残期間

(下請等の禁止)

第4条 入札参加資格制限期間中の入札参加資格者が、市発注の建設工事等を下請することを承認してはならない。

附 則

この基準は、令和3年9月1日から施行する。